

第3次 宇佐市男女共同参画計画



令和4年3月



はじめに



1999(平成11)年に施行された男女共同参画社会基本法は、その前文で「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題」と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進を図ることを規定しました。

これを受け、本市では2002(平成14)年「宇佐市男女共同参画プラン」を、2012(平成24)年には「第2次宇佐市男女共同参画プラン」を策定しました。また、2013(平成25)年3月に「宇佐市男女共同参画条例」を制定し、男女共同参画社会の実現に向けて様々な施策を推進してまいりました。

令和2年度に実施した市民意識調査では、「男は仕事、女は家庭」という考え方に対する同感できない」と回答した人の割合は60.2%となり、調査を開始した2001(平成13)年以降、その割合は増加傾向にあります。一方で、「社会全体で男女が平等である」と回答した人の割合は13.0%と低く、前回調査を6.5ポイント下回っています。

21世紀に入って、様々な分野で男女共同参画に関する法制度の整備は進みましたが、依然として本市では課題が残されていることをこの調査結果が示しています。

また、意識や制度を変えるだけではなく、人口減少や近年増加しているDV(ドメスティック・バイオレンス)への対応も必要です。

このような情勢や市民意識調査結果を踏まえるとともに、世界各国で共通の目標と位置付けられ、国内でも官民連携した取り組みが開始されている「SDGs」の考え方を取り入れた上で、今後の施策の方向や内容を定めた「第3次宇佐市男女共同参画計画」を今般策定致しました。

本計画を実行性あるものとするために、市民の皆様や各種団体、事業者の皆様と連携を図りながら、今後も取り組んでまいりますので、皆様にはさらなるご理解とご協力を宜しくお願い致します。

最後に、本プラン策定にあたり、市民意識調査や意見募集で貴重なご意見をお寄せ頂きました方々や熱心に議論を頂きました宇佐市男女共同参画審議会委員の皆様等、多くの貴重なご意見を頂きました市民の皆様に心から御礼申し上げます。

令和4年3月

宇佐市長　是永　修治

目 次

第1章 計画策定に当たって	1
1 計画策定の経緯	2
2 基本的な考え方	4
(1) 目的	4
(2) 計画の位置づけ	4
(3) 計画の期間	5
(4) SDGsについて	5
第2章 第3次男女共同参画計画の概要	7
1 基本理念	8
2 基本目標	8
3 計画の体系	9
第3章 基本目標と施策	11
基本目標I 男女共同参画のための意識改革	12
重点課題1 社会における制度又は慣行の見直し	12
重点課題2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進	16
重点課題3 豊かな国際感覚の育成と交流	19
基本目標II 女性と男性のあらゆる分野への活躍推進	20
重点課題1 政策・方針決定の場への女性の参画促進	20
重点課題2 家庭・地域社会における男女共同参画の推進	23
重点課題3 働く場における男女平等の推進	26
重点課題4 働き続けるための支援体制の整備	29
基本目標III 健康の増進と福祉の充実	32
重点課題1 生涯にわたる健康の維持・増進	33
重点課題2 安心して暮らせる福祉施策の充実	35
基本目標IV DV等のあらゆる暴力の根絶（宇佐市DV対策基本計画）	38
重点課題1 暴力の根絶と被害者支援	39
第4章 計画の実現に向けて	43
資料	45
宇佐市男女共同参画推進条例	46